

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部交通指導課、運転免許課
根拠法令等	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 (平成26年政令第17号) 道路交通法の一部を改正する法律 (平成25年法律第43号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令関係 (平成 26 年 4 月 1 日施行) 駐車監視員資格者講習手数料の改定 駐車監視員資格者講習手数料 19,000 円→20,000 円</p> <p>2 道路交通法関係 (道路交通法の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 43 号) の施行の日から施行) 道路交通法第 89 条第 2 項に公安委員会による質問票の交付が新設されたこと により、同項に規定されていた検査の根拠を第 89 条第 3 項へ変更する。</p>	
施行日	上記のとおり
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	